

R8年度
スタート

～2050年ゼロカーボンシティ実現にむけて～

松本市地域エネルギー導入支援事業補助金 創設

市長記者会見資料

7. 6. 25

環境・地域エネルギー課

再エネ設備利用事業者に 固定資産税課税相当額の一部または全額を補助

新

松本市地域エネルギー導入支援事業補助金

対象エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、地熱、温度差熱				
対象事業	<table><tr><td>発電事業</td><td>熱供給事業</td></tr><tr><td><ul style="list-style-type: none">▶設置容量20kW以上の設備▶固定価格買取制度(FIT)活用設備</td><td><ul style="list-style-type: none">▶3か所以上の建造物で熱供給</td></tr></table>	発電事業	熱供給事業	<ul style="list-style-type: none">▶設置容量20kW以上の設備▶固定価格買取制度(FIT)活用設備	<ul style="list-style-type: none">▶3か所以上の建造物で熱供給
発電事業	熱供給事業				
<ul style="list-style-type: none">▶設置容量20kW以上の設備▶固定価格買取制度(FIT)活用設備	<ul style="list-style-type: none">▶3か所以上の建造物で熱供給				
補助内容	固定資産税課税相当額の一部または 全額 (最長20年)				

※令和5年度から、「太陽光発電設備導入加速化補助金」を実施

R8年度
スタート

～2050年ゼロカーボンシティ実現にむけて～

松本市地域エネルギー導入支援事業補助金 創設

市長記者会見資料

7. 6. 25

環境・地域エネルギー課

設備の償却期間内における固定資産税課税相当額(総額)に対する補助割合

補助類型		①地産地消型		②地域裨益型		③地産地消・地域裨益型	
		<ul style="list-style-type: none"> 発電した電気の6割以上を市内消費 3か所以上の建造物で熱供給 		<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度(FIT)を活用 事業収益を地域に還元 		<ul style="list-style-type: none"> 発電した電気の6割以上を市内消費 事業収益を地域に還元 	
補助割合	事業区分	発電事業	熱供給事業	発電事業		発電事業	
	市内事業者	55%	55%	20%		100%	
	市外事業者	37%	37%			67%	

地域裨益

事業収益を還元する地域

- ▶補助対象設備が所在する地区(町会)
- ▶NPO法人、任意団体等への還元も可

地域還元の条件

- ▶市補助額の3割以上を還元
- ▶還元額に相当する活動も可